

# 「第3期亀岡市地域福祉計画」中間見直し策定支援業務 仕様書

## 1. 目的

本業務は、社会福祉法第107条に基づき、「市町村地域福祉計画」として「第3期亀岡市地域福祉計画」を策定してから3年が経過することから中間見直しを実施するものです。

策定にあたっては、「第5次亀岡市総合計画」に基づき、本市の福祉分野の既存の計画及び「京都府地域福祉支援計画」等との整合性を図るとともに、令和6年度から本格実施する重層的支援体制整備事業実施計画を反映させ、地域住民が抱える課題や多様な福祉サービスの現状を的確に把握・分析する必要があります。その上で亀岡市の実情や地域性を生かした、福祉部門における総合的な計画を策定するため、その支援を行うことを目的とするものです。

## 2. 業務内容

### (1) 地域の基本特性等現状把握、関連政策調査

①亀岡市が所有する基礎資料、福祉関連データ等を使用し、地域社会の現状と動向を整理する。

- ア 社会経済動向の分析と広域動向
- イ 地域の位置と自然的条件
- ウ 人口構成の現状特性及び動向
- エ 各分野対象者等の現状及び動向

②地域福祉関連の現行施策の状況や問題点、市民ニーズ等を把握するため、必要な調査を実施し、結果の分析を行い、報告書として取りまとめる。

- ア 市民意識調査（民生委員・自治会関係者等 500 人程度）
- イ 関係団体に対する調査
- ウ 市関係課に対する施策調査
- エ 各調査の調査票、封筒等の作成及び封入封緘・発送・回収作業（郵送費用は受託者負担）
- オ 回答の取りまとめ・データ入力・結果分析

### (2) 計画促進と課題の整理

①地域福祉計画を促進するため、現行計画を総括し課題と現状について分析・整理を行う。

②地域の基本特性等現状把握、関連施策調査を整理し、地域ごとの課題を整理する。

### (3) 施策の提言、骨子案の作成

①第5次亀岡市総合計画、京都府地域福祉支援計画に即した提言を行うと共に、福祉分野の「上位計画」として各分野の既存計画との整合性を図ること。

②地域課題に対し、地域性を踏まえた、具体的な施策提言を行う

③計画課題に対応した基本理念・目標を設定し、第3期亀岡市地域福祉計画策定後の福祉分野の法改正及び関係省庁の通知等の規定に基づき、地域福祉計画に盛り込むべき内容を踏まえた第3期亀岡市地域福祉計画中間見直しの骨子案を作成すること。

- ④ 亀岡市社会福祉協議会のかめおか地域福祉活動計画に留意すること。
- ⑤ 社会福祉法第106条の5の規定に基づく重層的支援体制整備事業実施計画を反映させること。

(4) 亀岡市地域福祉計画策定委員会の議事運営の支援

計画の見直しにあたり設置する「亀岡市地域福祉計画策定委員会」及び「計画見直し作業部会」の議事運営（開催数：策定委員会3回予定・作業部会3回予定）にあたり、次の業務を行う。

- ① 各回における議事案の設定支援（事前調整への出席含む）
- ② 会議資料原稿の作成
- ③ 委員会への出席
- ④ 必要に応じた資料説明
- ⑤ 議事録（要旨）の作成

(5) 計画案及び計画原稿の作成等

基本目標を実現するための施策を盛り込んだ、「第3期亀岡市地域福祉計画」中間見直し素案を作成する。

(6) パブリックコメントの実施の支援

「第3期亀岡市地域福祉計画」中間見直し素案のパブリックコメントを実施するにあたり、ホームページ公表用のPDFファイルの作成、寄せられた意見への回答案を作成する。

3. 契約期間

契約日から令和6年3月31日まで

4. 成果品、提出書類

(1) 作成方法

次に掲げるものを成果品として指定する期日に納品しなければならない。

(2) 提出部数

- ① 調査票（データ）
- ② 調査結果報告書（データ）
- ③ 第3期亀岡市地域福祉計画中間見直し骨子案（データ）
- ④ 第3期亀岡市地域福祉計画中間見直し素案（データ）
- ⑤ 第3期亀岡市地域福祉計画中間見直し案（紙媒体3部・データ）
- ⑥ 第3期亀岡市地域福祉計画中間見直し（製本300部・データ）  
（A4版・表紙コート紙カラー刷り・本編1色刷り・製本・100ページ程度）
- ⑦ 第3期亀岡市地域福祉計画中間見直し概要版（製本300部・データ）  
（A4版 コート紙カラー刷り・製本・10ページ程度）

※計画書及び計画書概要版についてはユニバーサルデザインのフォントを使用し、可視性、可読性に留意すること。またイラスト等を入れて親しみやすい工夫をすること

※データ納品はDVD-R等の電子媒体で行うこと。

5. 成果に係る著作権等

本業務の成果に係る著作権については、亀岡市に帰属する。

6. 打合せ協議及び記録

打合せや協議事項について、記録を作成し、相互に確認を行う。

7. 業務実施体制等の届出

受注者は、契約後速やかに業務履行のための実施体制を整え、次の事項について、書面により届出を行い、亀岡市の承諾を得るものとする。

- (1) 業務主任担当等の届出
- (2) 業務工程表
- (3) その他契約に係る必要書類

8. 業務委託料の支払

本業務の委託料として、「第3期亀岡市地域福祉計画」中間見直し策定支援業務委託契約書に掲げる契約金額を、検査後に受注者に支払うものとする。

9. 検査

受注者は、本業務について検査を受けるにあたり、成果品を整備して提出し、亀岡市の確認を受けなければならない。

10. 秘密の保持

受注者は、本業に関して亀岡市から提示された資料や情報を本業以外に使用してはならない。また、業務履行上知り得た情報等を、他に漏らしてはならない。

11. 留意事項

- (1) 受注者は、業務履行に際し担当職員と連絡調整を行い、十分な打合せの上で本業務の目的を達成しなければならない。
- (2) 本業務に必要な亀岡市所有の資料について、提供依頼があったときは無償で貸与する。
- (3) 受注者は、業務履行に際し内容に疑義が生じたときは、速やかに担当職員と協議し指示を受けなければならない。
- (4) 本業務の進行状況について、亀岡市から求められた場合、報告する義務を有する。
- (5) 「第3期亀岡市地域福祉計画」中間見直し策定支援業務仕様書に定められるものの他、本業務委託契約について疑義が生じた事項については、双方協議し定める。
- (6) 必要な場合を除き、提案書等には個人の情報やそれらを類推できるような情報を記載しないように注意すること。
- (7) 契約書に添付する仕様書は、亀岡市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と亀岡市が協議の上、決定することとする。